

# 税金

## 町民税・県民税（個人住民税）について

確定申告や年末調整の結果、今年度の町民税・県民税が決定したため6月15日付で通知します。今回通知する分は、普通徴収分と年金特別徴収の方が対象となります。

会社員の方で給与特別徴収されている方は、5月中に勤務先へ通知していただきますので勤務先より決定通知書を受け取ってください。

### ◎納付の種類

① 給与特別徴収  
給与収入に対して決定された町民税・県民税が、給与支払者により6月支給の給与から差し引かれます。

② 年金特別徴収  
年金収入に対して決定された町民税・県民税が、年金支払者により4月年金から差し引かれます。（4月・6月・8月は前年度の税額を参考にした仮徴収）

③ 普通徴収  
①②で徴収されない税額をお送りする納付書または口座引き落としにより納付いただきます。

※非課税となる方への通知はありません。収入がなく、

扶養親族にも申告されていない方は、未申告の扱いとなり、さまざまな行政事務で支障をきたしますので申告をお願いします。

### ▼問

税務課 課税グループ  
☎ 62-8127  
FAX 62-5155

## 消費税軽減税率制度説明会

令和元年10月から、消費税率10%への引き上げと併せて「軽減税率制度」が実施されるため、様々な対応が必要となります。

事業者の方々に軽減税率制度への対応準備を円滑に進めていただくためには、早期に対応の準備をしていただく必要があります。

郡山税務署・三春町では、軽減税率制度等や軽減税率対策補助金（複数税率対応レジの導入等支援）について理解を深めていただくために説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

### ▼日時

6月12日（水）  
午後1時30分～3時

### ▼場所

三春交流館「まほら」

### ▼内容

▽消費税軽減税率制度の概要  
▽軽減税率対策補助金（複数

税率対応レジの導入等支援）について

### ▽インボイス制度について

郡山税務署  
個人課税第一部門  
☎ 024-93212043

### ▼問

## 不動産取得税について

売買・贈与などで不動産を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし、相続により取得したときには課税されません。

### ◎納める税額

取得したときの不動産の固定資産評価額の3%（住宅以外の家屋は4%）

※宅地の取得に対する特例：宅地評価土地を令和3年3月31日まで取得した場合は当該土地の価格を2分の1とする特例あり。  
※住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合に軽減措置が適用されますが、軽減申請の手続きが必要です。

◎三世代同居・近居住宅を取得する方へ  
子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で

同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和2年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減します。

### ▼問

県中地方振興局 県税部  
☎ 024-935-1254

### ▼問

県庁税務課  
☎ 024-521-7068

## 暮らし

### 古雑誌を差し上げます

図書館で保存期間を満了した雑誌を希望者に無料で差し上げます。

### ▼日時

6月23日（日）  
午前10時～午後6時

### ▼場所

町民図書館  
貸出カウンター前

### ▼対象雑誌

平成29年4月号～平成30年3月号の範囲

※同じ雑誌名のものは5冊まで、付録は1人1個まで。

### ▼問

町民図書館  
☎ 62-3375  
FAX 61-1026

## しあわせ金婚夫婦表彰

夫婦がともに助け合い、力を合わせて良き家庭を築き、地域社会に貢献してきた労苦に対し、県内で金婚式（50年）を迎えた夫婦全組に表彰状・記念品を贈ります。

対象となる方はお申し込みください。

### ▼対象者

▽昭和44年1月1日から12月31日までに結婚した夫婦全組。

▽前回までに届出漏れの方。

### ▼申込方法

所定の申込書に必要事項を記入のうえ、三春町福祉会館、保健センター、住民課、各地区老人クラブの代表者のいずれかに提出してください。

### ▼申込期限

7月11日（木）

### ▼表彰日時

日程が決まり次第申込者へ直接連絡します。

### ▼主催

福島県老人クラブ連合会、福島民報社

### ▼後援

福島県、福島県市長会、福島県町村会

### ▼申込・問

保健福祉課  
高齢者福祉グループ  
☎ 62-3166  
FAX 62-5678